

## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

### 第2節 緊急事態宣言解除後の対応 (県知事政策局)

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して、必要に応じて、事後対策本部を設置する。なお、その体制については、災害警戒本部に準じる。

### 第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (県知事政策局、生活環境文化部、関係部局、市町村)

震災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、志賀原発立地県である石川県、関係機関及び北陸電力と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること

また、県は、環境放射線モニタリングの結果を速やかに公表し、その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

### 第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (県知事政策局、市町村)

県、氷見市及びその他の市町村は、国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

### 第5節 各種制限措置の解除 (県厚生部、農林水産部、県警察本部、市町村)

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指示及び指導・助言に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に要請する。また、解除実施状況を確認する。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

ただし、各種防護措置の解除には、放射性物質又は放射線の放出が終了したとしても影響を受けた区域は汚染されている可能性、汚染物が影響を受けていない区域に搬出される可能性等があることから、関連する自治体と協議を行い、慎重な判断を行う。

また、必要に応じて、適切な管理や除染措置等の新たな防護措置を講じる。

## 第6節 放射性物質による汚染の除去 (原子力規制委員会、県知事政策局、関係部局、市町村)

県は、国、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその関係機関とともに、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

## 第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

### 第1 災害地域住民の記録 (県知事政策局、厚生部、市町村)

県は、氷見市及びその他の市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

### 第2 影響調査の実施 (県厚生部、農林水産部)

県は、必要に応じ農林水産業等が受けた影響について調査する。

### 第3 災害対策措置状況の記録 (県知事政策局、市町村)

県、氷見市及びその他の市町村は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

## 第8節 被災者等の生活再建等の支援 (北陸労働金庫、住宅金融支援機構、県厚生部、商工

### 労働部、農林水産部、県社会福祉協議会、市町村)

### 第1 被災者の生活再建等に向けた支援

県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

### 第2 被災者の自立に対する援助、助成措置

県は、国及び氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、出来る限り総合的な相談窓口を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 第3 被災地域の総合的な復旧・復興対策の機動的、弾力的な推進の手法の検討

県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第9節 風評被害等の影響の軽減 (県観光・地域振興局、厚生部、商工労働部、農林水産部、市町村)

県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、風評被害等が生じないように、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

## 第10節 被災中小企業等に対する支援 (県厚生部、商工労働部、農林水産部、市町村)

県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備導入資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第11節 心身の健康相談体制の整備 (県厚生部、市町村)

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国、氷見市及びその他の市町村とともに、住民等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備する。

放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施し、健康への負荷を低減するとともに、将来の潜在的な健康影響に関する住民の不安を軽減する。

## 第12節 物価の監視 (県生活環境文化部)

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

## 第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除 (県警察本部)

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。